

公告

高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱（平成23年5月2日国住備第43号、国住整第20号住宅局長通知）第3条第1号に規定する高齢者生活支援施設等整備事業に関して、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施する。

平成27年7月29日

南三陸町長 佐藤 仁

- 1 事業名 南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業
- 2 業務内容 災害公営住宅整備予定地に隣接する公益的用地を民間事業者に貸し付け、民間事業者が自ら高齢者生活支援施設等を設計・施工し、維持管理及び運営する業務
- 3 事業場所
 - (1) 所在地 南三陸町志津川字沼田地内
 - (2) 地目 宅地
 - (3) 面積 2,549.13㎡
 - (4) 土地所有者 南三陸町

4 参加資格要件

この公告の公告日において、次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 南三陸町競争入札参加者に必要な資格に関する規則（平成17年南三陸町規則第41号）及び南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止中の企業及びこれに準ずる企業でないこと。また、南三陸町暴力団等排除措置要綱（平成20年南三陸町訓令第32号）第3条に該当する企業でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次に掲げる者に該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により、更生手続開始の申立てをしている者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、再生手続開始の申立てをしている者
- (4) いずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 宮城県内において、現時点で介護保険サービス事業を実施しており、必要

な有資格者を配置できる者で、事業内容及び目的に従い適切に遂行できること。

5 実施要領、審査基準、資料等の配布場所

- (1) 南三陸町保健福祉課（被災者支援係）
- (2) 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2
- (3) 配布資料等

- ア 南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業に係る公募型プロポーザル公告
- イ 南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業実施要領
- ウ 南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業審査基準
- エ 南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業様式集
- オ 福祉との連携による災害公営住宅の整備
- カ 志津川東（第2）地区災害公営住宅整備コンセプト
- キ 敷地乗入口位置についての警察署協議記録
- ク 敷地内及び周辺に建柱されるN T T柱配置平面図
- ケ 参考図一式
- コ 南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱

※ ア、イ、ウ及びエについては、南三陸町ホームページからダウンロードも可能

6 募集の日程

平成27年7月29日（水）	実施要領・審査基準等の公表
平成27年7月29日（水）～8月3日（月）	実施要領・審査基準等に関する質問受付期間
平成27年8月7日（金）	質問への回答の公表
平成27年7月29日（水）～8月17日（月）	参加表明書等の受付期間
平成27年8月21日（金）	第1段階審査（資格審査）、審査通過者への通知
平成27年8月24日（月）～9月1日（火）	提案書等の受付期間
平成27年9月2日（水）	第2段階審査（書類審査）、審査通過者への通知
平成27年9月10日（木）	第3段階審査（プレゼンテーション）
平成27年9月10日（木）	事業者選定
平成27年9月11日（金）	審査結果の通知
平成27年10月1日（木）	基本協定締結
平成29年2月下旬	竣工
平成29年4月上旬	施設運営開始

※ 上記日程は、都合により変更となる場合がある。

7 質問の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 平成27年8月3日（月）午後5時

- (2) 提出方法 所定の質問書に質問事項を記載の上、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

8 質問の回答

- (1) 回答日 平成27年8月7日(金)
- (2) 回答方法 前項第1号に規定する提出期限までに受け付けた質問については、参加表明書又は質問書を提出した全ての者に対して、電子メールで回答を送信する。

9 参加表明書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 平成27年8月17日(月)午後5時
- (2) 提出方法 所定の書面により、郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送の場合は、前号の提出期限までに到着したものに限り。

10 提案書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 平成27年9月1日(火)午後5時
- (2) 提出方法 所定の書面により、郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送の場合は、前号の提出期限までに到着したものに限り。

11 事業者の選定

(1) 事業者選定委員会

事業者の選定は、南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)において行う。

(2) 審査の方法

ア 審査の基準等については、事業者選定委員会が定める。

イ 第1段階審査、第2段階審査及び第3段階審査を行う。第1段階審査では参加表明書等の審査を行う。第2段階審査では提案書等の書類審査を行い、第3段階審査へ進む上位5者を選定する。第3段階審査では提案書等に基づいたプレゼンテーションを行い、その内容の審査を行う。

12 失格事項

参加者が次の条件に該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 参加資格条件等に該当しない場合
- (2) 参加表明書又は提案書の提出が期限より遅れた場合
- (3) 記載必要事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の記載をした場合
- (5) 参加表明書又は提案書に、本プロポーザルで提案を求める内容と著しくかけ離れた内容が記載されている場合
- (6) 事業者選定委員会のプレゼンテーションの開始時刻に遅れた場合
- (7) 選定委員に対し、審査に影響を及ぼす接触等を行った場合

13 契約について

- (1) 南三陸町は、最優秀提案者を相手方として基本協定締結に向けた協議・手続を進めるものとする。なお、最優秀提案者との協議が整わない場合には、

次点者を相手方として基本協定締結の手続を進めるものとする。

- (2) 本事業に関する予算は議会の議決を要することから、現時点において確定しているものではなく、当該予算額の予算の議決がない場合は、基本協定の締結を行わない。

1.4 問合せ先

- | | |
|-------------|--|
| (1) 名称 | 南三陸町保健福祉課（被災者支援係） |
| (2) 所在地 | 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2
被災者生活支援センター内 |
| (3) 電話 | 0226-29-6451 |
| (4) ファクシミリ | 0226-46-5134 |
| (5) メールアドレス | shien@town.minamisanriku.miyagi.jp |